指定居宅介護・重度訪問介護
（障害福祉サービス）
運営規程

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

最終改定日　令和７年　４月１日

株式会社　ケアあおもり
ヘルパーステーション　きらら
〒０３０－０９６２
青森市佃１丁目２２－３
電　話　０１７－７４２－５２５２
ＦＡＸ　０１７－７１８－７９７７

指定居宅介護・重度訪問介護事業運営規程

（事業の目的）

第１条　　株式会社ケアあおもり（以下「事業者」という。）が設置するヘルパーステーション　きらら（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号以下「法」という。）に基づく指定居宅介護及び指定重度訪問介護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意見及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　　事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事、生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

２　居宅介護サービスの実施に当たっては、相談支援専門員が作成したサービス計画書に沿って利用者の居宅介護サービスの提供ができるように努めるものとする。

３　居宅介護サービスの実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定居宅介護サービス事業者その他福祉サービス又は保険医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

４　前３項のほか、法及び「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備、及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年青森市条例第７５号)」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

５　事業者は、提供する指定居宅介護事業及び指定重度訪問介護事業の質の評価を自ら行い、常に業務の質の改善を図るものとする。

（事務所の名称及び所在地）

第３条　　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとなります。

（１）　名　称：ヘルパーステーション　きらら

（２）　所在地：青森佃１丁目２２－３

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　　事業所における職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（１）　管理者・１名　介護福祉士（訪問介護員兼務）
管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている障害福祉サービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、自らも指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供にあたる。

（２）　サービス提供責任者・１名　介護福祉士
サービス提供責任者は、居宅介護計画及び重度訪問介護計画（以下「居宅介護等計画」という。）を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する障害福祉サービスの利用の申し込みに係る調整、職員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うとともに、自らも指定居宅介護及び指定重度訪問介護にあたる。

（３）　訪問介護員・１３名以上（うち常勤２名）
ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。
訪問介護員は、居宅介護等計画に基づき指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第５条　　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）　営　　業　　日：日・月・火・水・木・金・土・祝日

（２）　営　業　時　間：９時から１８時

（３）　サービス提供時間：０時から２４時

（４）　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（主たる対象とする障害者の種別）

第６条　　事業所において指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）　身体障害者（１８歳未満の者を除く）

（２）　精神障害者（１８歳未満の者を除く）

（３）　知的障害者（１８歳未満の者を除く）

（指定居宅介護及び指定重度訪問介護護等の内容及び利用者から受領する費用の額）

第７条　　指定居宅介護及び指定重度訪問介護の内容は次のとおりとし、当該サービスを提供した場合の利用者負担額については、厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額の１割の額で障害福祉サービス受給者証に定める利用者負担上限額の範囲内の額とする。

（１）　居宅介護等計画の作成

（２） 身体介護に関する内容

① 食事の介護

・食事を行うための準備、食事状態の観察、食事の確認、摂取行為の援助、食後の下膳、食後の観察、摂取状態や摂取量の記録。

② 入浴の介護

・入浴前の浴室の確認、体調把握と入浴の確認、浴室・脱衣室から浴室までの移動援助、着脱衣更衣の援助、洗体援助、浴槽移動の援助、浴槽内の姿勢保持、体の拭取援助、入浴後の状態観察、入浴援助の記録。

③ 排せつ介助

・失禁の有無、排せつ希望の確認、トイレ又はポータブルトイレの移動・移乗の援助・排せつ行為の援助、後始末の援助、トイレ又はポータブルトイレの洗浄、排せつ確認の記録、失禁の場合の清拭・洗浄、失禁した衣類の交換と後始末。

④ 更衣介護

・脱衣する行為の環境の整理、脱衣行為の順序の説明、脱衣の確認、脱衣した衣類の整理、脱衣前から脱衣終了までの利用者の状態観察、着衣となる衣類の準備、着衣行為の環境の整理、着衣行為の順序の説明、着衣の確認、着衣前から着衣終了までの利用者の状態観察。

⑤ 清拭・洗髪・足浴

・入浴できない時等、体を拭いたり、髪を洗ったり、足を洗ったり清潔で快適に過ごせるようサービスに努める。

⑥ 通院等の介助

・通院の際の介助、歩行等が困難な介助及び家族の介助が困難な場合への援助。

⑦ その他必要な身体の介護

・寝返りのできない方には体位変換をして床ずれの予防に努め、一人で起き上がれない方への介助、食事の後の歯磨きができない方への口腔ケア、水分補給等身体に関する介助、ケアも含めてのサービス。

（３） 家事援助に関する内容

① 調理支援

・献立の確認、調理実施の確認、利用者の食事に対する意欲の把握、一連の調理の流れの把握と説明、調理の準備、できあがった食事の保管、調理に使用した器具の洗浄と整理、使用した食材料の残りの保管整理、ゴミの整理、調理場の清掃。

② 洗濯支援

・洗濯の確認、利用者の洗濯に対する意欲の把握、利用者の洗濯物の選別、洗濯、洗濯物の脱水と干し、乾いた洗濯物の取り込み、洗濯物の整理、アイロ

ンの必要な洗濯物のアイロンかけ、洗濯場所、物干し場所・整理場所の後片付けの確認

③ 掃除支援

・掃除の確認、利用者の掃除に対する意欲の把握、掃除内容の把握と確認、掃除道具の確認、掃除、掃除の片づけ、ゴミの処理、掃除場所の確認

④ 買い物支援

・買い物の確認、利用者の買い物に対する意欲の確認、買い物内容の把握と確認、金銭授受に対する手続きとその確認、代用品の確認、特定品の確認、買物、購入物品の確認、金銭収支の計算と記録、買物状態の観察、レシート領収書の特定場所への保管。

⑤ 関係機関との連絡

⑥ その他必要な家事援助

（４） その他必要な生活に関する相談、助言

２ 事業者は、指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供した際には、利用者から当該指定居宅介護及び指定重度訪問介護に係る利用者負担額の支払をうけるものとする。

３ 事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護及び重度訪問介護を提供した際は、利用者から当該指定居宅介護及び指定重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準の支払を受けるものとする。

４ 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。

５ 事業者は、第 4 項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意（記名捺印）を受けるものとする。

６ 事業者は、第 2 項から第 4 項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を支払った利用者に対し交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条 通常の事業の実施地域は、青森市の区域とする。

（一般乗用旅客自動車運送事業）道路運送法第４条許可・福祉輸送限定

第９条 東北運輸支局・平成２６年６月１９日付け東自旅二第４５７号許可

（利用者負担額等に係る管理）

第１０条 事業者は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一月に事業者が提供する指定

居宅介護又は指定重度訪問介護並びに他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付金の額を控除した額の合計（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限額（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条第 1 項に規定する負担上限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、事業者は当該障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者に通知するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第１１条　職員は、指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な処置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

２事業者は、職員による前項の規定する緊急時等の対応が適正かつ円滑に行われるよう、医療機関との常時の連絡体制を確保するとともに、当該職員に対し、必要な周知、研修等を行うこととする。

（虐待防止に関する事項）

第１２条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（２）　虐待防止のための指針の整備

（３）　虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症に関する事項)

第１３条　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

（１）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

（２）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（業務継続計画の策定等）

第１４条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画という。」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情解決）

第１５条　事業者は、提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情をうけつけるための窓口を設置するものとする。

２　事業者は、提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関し、法の定めるところにより市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできるかぎり協力するものとする。

（会計区分）

第１６条　事業者は、実施する指定居宅介護及び指定重度訪問介護及びその他の事業の会計を区別するものとする。

（身体拘束）

第１７条　事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１８条　事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制について検証及び整備するものとする。

（１）採用時研修　　採用後１ヶ月以内

（２）継続研修　　年２回

２　職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

３　事業者は、職員である間及び職員でなくなった後において、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とするものとする。

４　事業者は、適切な指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護相当事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５　事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

６　事業者は、利用者に対する指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護及び指定重度訪問介護を提供した日から 5 年間保存するものとする。

７　この規定に定める事項のほか、運営に関する事項は、株式会社　ケアあおもりの代表取締役と、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 12 月 2 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 5 月 10 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。